

令和6年度広島県県民健康意識調査業務仕様書

1 業務の名称

令和6年度広島県県民健康意識調査業務

2 業務の目的

本業務は、広島県健康増進計画「健康ひろしま21（第3次）」の目標項目等について実態や意識を把握するとともに、本県における健康づくり施策の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務の内容

県民の健康づくりに関する意識調査、集計、分析及び報告書の作成業務

(1) 調査の概要

① 設問数

モニターの基本属性を把握するための設問に本調査の質問を加え、全30問程度とする。

② 調査対象モニター

広島県内在住の満20歳以上の男女とする。ただし、下記の点に注意すること。

(ア) 下記(イ)及び(ウ)のモニター品質管理水準が保証されたモニター母集団から対象者をランダムに抽出することができること。

(イ) 不正モニターの排除が適切に行われていること。なお、「不正モニター」とは下記のモニターをいう。

i 不正回答が複数回にわたって見受けられるモニター

ii 重複・なりすましと判断されるモニター

iii その他の理由でリサーチモニターとして不適切だと判断されるモニター

(ウ) 登録属性につき、適切に更新がなされていること。

③ 調査地域

広島県内全域

④ サンプル数

3,000程度

⑤ サンプル割付

広島県内を次の二次保健医療圏域（9圏域）に分割することとし、広島県内の人口比に応じたサンプルを各圏域別に確保すること。

また、圏域ごとの性年代別の回収は均等割付を原則とし、各市町別・性別・年代別で偏りが生じないようにサンプル回収計画を立案し、調査実施前に広島県の承認を得ること。

なお、各市町別・性別・年代別の回収数に著しい偏りが見られる場合や、集計・分析に影響を与えると考えられる回収状況となった場合は、広島県と協議の上、追加調査を指示することがある。

【二次保健医療圏域（9圏域）】

圏域名	市町名
広島二次保健医療圏域（広島市域）	広島市
広島二次保健医療圏域（海田地域）	府中町、海田町、熊野町、坂町
広島二次保健医療圏域（芸北地域）	安芸高田市、安芸太田町、北広島町
広島西二次保健医療圏域	大竹市、廿日市市
呉二次保健医療圏域	呉市、江田島市
広島中央二次保健医療圏域	東広島市、竹原市、大崎上島町
尾三二次保健医療圏域	三原市、尾道市、世羅町
福山・府中二次保健医療圏域	福山市、府中市、神石高原町
備北二次保健医療圏域	三次市、庄原市

※1 圏域あたり

性別別 2区分（男・女）

年齢別 7区分 (20代、30代、40代、50代、60代、70代、80歳以上)

(2) 業務の範囲

① 調査設計サポート

回答精度を向上させるためのアドバイスや、分析を深めるための質問の提案などを行う。その際、国や自治体の健康増進計画等の業務実績がある者を担当させること。

② モニター提供・抽出

③ インターネットアンケートの実施

(ア) アンケート入力フォーム作成

(イ) アンケートサイト画面作成

(ウ) アンケート配信

(エ) 回答データ回収・集計・管理

④ 調査結果の集計・分析

調査の概要、調査結果(設問ごとの結果、分析、評価、図表等)、数表(集計表)、単純集計結果などを性・年齢別に取りまとめる。併せて、健康ひろしま21(第3次)の推進に向けた現状分析に効果的な分析軸を提案し、目標のモニタリングに必要なクロス集計を行うこと。

なお、集計方法や、集計フォーマットの作成にあたっては、別途広島県と協議する。

⑤ 集計データ納品

⑥ 報告書の作成・納品

5 成果品及び納入について

下記の期日までに下記の電子データを納入すること。

(1) 納品物

① 調査画面

② 回答ローデータ (Excel形式)

③ 単純集計表 (Excel形式。二次保健医療圏域別、市町別を含む。)

④ クロス集計表 (Excel形式。上記4(2)④に記述。)

⑤ ③に関する図表 (性・年齢別の集計結果をグラフ化)、④に関する図表 (目標に沿った集計)

⑥ ①～⑤を含む報告書 (電子データ)

(2) 納入期日

前述(1)の①、②、③については、調査終了後2週間以内に、それ以外については4週間以内に広島県へ報告することとする。ただし、アンケート等の回収状況等により、これによりがたい場合は、広島県と協議し、別途期間を定めることとする。

(3) 納品場所

広島県健康福祉局健康づくり推進課 (広島県庁本館5階)

6 権利関係

(1) 本業務における制作物の取扱い

① 本業務の履行における作成物の所有権は、すべて広島県のものとする。

② 成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡時に広島県に無償で譲渡するものとする。

(2) 知的財産権の使用について

① 本業務を履行するにあたり、第三者の著作権、特許権、その他の知的財産権を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

② 前項①に関わらず、広島県がその方法を指定した場合には、この限りではない。

7 その他留意事項

(1) 本業務の実施に当たっては、広島県と十分協議のうえ行うこと。

(2) 本業務に関する協議等や人員、その他業務に要する経費はすべて受託者の負担とすること。

(3) 本業務で知り得た個人情報等の保護に努めること。

(4) その他、この仕様書に定めのない事項又は調査内容等に疑義が生じたときは事前に広島県と協議すること。